

保護者様

東京学館新潟高等学校長

出席(登校)停止について (通知)

お子さんが現在かかっていると思われる病気は、学校保健安全法により他の生徒にうつるおそれのある期間は出席(登校)できないことになっております。

必ず医師の診断及び治療を受け、再登校の際には、下記の「学校感染症診断通知書」を持たせて出席(登校)させてください。

なお、出席(登校)停止になった期間は、欠席とはみなされません。

※病(医)院によっては、下記「学校感染症診断通知書」を記入する際に、文書料として有料になる場合がありますのでご承知おきください。

病名	出席(登校)停止の期間(基準)
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日を経過するまで

専門医様

現在かかっている疾病が治癒し、または他の生徒にうつるおそれなくなりましたら、保護者または生徒に「出席(登校)してもよい」旨の指導をし、下記の通知書によりお知らせくださいますようお願いいたします。

きりとりせん

学校感染症診断通知書

学年・組及び氏名	年	組	氏名
----------	---	---	----

病名 _____ 診断日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の生徒の疾病は治癒し、または、他の生徒にうつるおそれがないと認められますので通知します。

出席(登校)してもよいと認められる日	_____ 月 _____ 日から
--------------------	-------------------

病(医)院名又は
医師氏名

印